

【52解説文】川原島新田区会決議（明治三十三年：一九〇〇）(B)

〔明治三拾三年ヨリ

(表紙)

川原嶋新田総会決議録

〔

明治参拾參年壱月、当大字区会決議

一河岸工事、村受ニテ施行ノ件

〔一河岸（かがん）工事、村受けにて施行の件〕

築品ヲ大字全タイニシ、人夫ハ有壱部分ノ者渡、施行スルコト
(築品を大字（おおあざ）全たい（休）にし、人夫は有る壱部分の者渡し、
施行すること)

一村内山林見廻り番、法方ノ件

〔一村内山林見廻り番、法方の件〕

一月六日ヲ以テ始メ、当日ハ五人組三組ニテ見廻り、七日ヨリ壱組
ツヽ、但シ十四・十五・十六ノ三日間休業、十七日ヨリ三月三十一日迄
壱日三人

ツヽニテ巡回スルコト

〔一月六日を以（もつ）て始め、当日は五人組三組にて見廻り、七日より壱
組づつ、但（ただ）し十四・十五・十六の三日間休業、十七日より三月三
十一日迄壱日三人づつにて巡回すること〕

一共有船新造ノ件

〔一共有船新造の件〕

工費ハ、共同ニテ拾ヒ置ク流木ヲ使用シ、其売却金ヲ用ヒ、

〔工費は、共同にて拾い置く流木を使用し、其（そ）の売却金を用い、〕

不足ハ共有林壳渡代金ヲ使用シ、至急着手スルコト

〔不足は共有林壳り渡し代金を使用し、至急着手すること〕

一共有山林割地、売払ヒノ件

〔一共有山林割り地、売り払いの件〕

至急取調売却シ、代金ハ共有船新造工費及ヒ

〔至急取り調べ売却し、代金は共有船新造工費及び〕

稻荷社修繕費へ使用スル者トス

〔稻荷社修繕費へ使用する者とす〕

一大字協議費、若シ滯納者有時、処分法方ノ件

（一大字協議費、若（も）し滯納者有る時、処分法方の件）

伝令書ヲ配附シ、其取立期限后、拾五日間ヲ経過スルモ、

（伝令書を配附し、其の取り立て期限后（ご）、拾五日間を経過するも、）

完納セザレバ伍長へ請求シ、伍長ハ親戚へ協議シ、至急

（完納せざれば伍長へ請求し、伍長は親戚へ協議し、至急）

立替、皆納可レ致者トス

（立て替え、皆納（かいのう）致すべき者とす）

一区ノ協議会ノ法方ノ件

（一区の協議会の法方の件）

大件目ノ外ハ、可レ成伍長ヲ以テ議員ト定メ、種々ノ

（大件目（けんもく）の外は、成るべく伍長を以て議員と定め、種々の）

件目ヲ決スルコト

（件目を決すること）

一自普請ノ施行ノ件

（一自普請（じぶしん）の施行の件）

債任者ノ見込ヲ以テ設計シ、可レ成丈施行スルコト

（債任者の見込みを以て設計し、成るべくだけ施行すること）

一共有林及官林ヘ松樹植附ノ件

（一共有林及び官林ヘ松樹植え附けの件）

時期ヲ見計ヒ植附ルコト

（時期を見計らい植え附けること）

一正副区長、増給ノ件

（一正副区長、増し給の件）

区長ハ拾八円、但シ役場ヨリ給与ノ分、入加シタルコト、副式名ハ

（区長は拾八円、但し役場より給与の分、入加したこと、副式名は）

六円ツヽ、小使ハ五円ト各決定セリ

（六円づつ、小使は五円と各決定せり）

一区内各種世話人、選挙法方ノ件

（一区内各種世話人、選挙法方の件）

正副区長ノ通知ヲ以テ、伍長兼議員ニテ后撰互選ノコト

（正副区長の通知を以て、伍長兼議員にて后撰（ごせん）のこと）

一公用ニテ他出ノ旅費ヲ定ムルコト

（一公用にて他出の旅費を定むること）

其件向ニヨリ壹様ナラサルコト

（其の件向きにより壹様（いちよう）ならざること）

但シ普通ハ日当ノ外、金ママ銭定メ

（但し普通は日当（につとう）の外、金 銭定め）

右ノ外、要用之件目出来候得ハ、臨時ニ議員会

（右の外、要用の件目出来（しゅつたい）候えば、臨時に議員会）

ヲ開クコトアルベシ

（を開くことあるべし）

明治參拾參年壹月五日

勢多郡南橘村大字川原島新田
区長 永井源吉

一当大字正副区長、報酬改正

（一当大字正副区長、報酬改正）

本年度ヨリ区長、村役場ヨリ下附分加、合テ十八円ノコト

（本年度より区長、村役場より下附分を加え、合わせて十八円のこと）

副役ハ壹人六円ツ、貳名ノコト、三十三年二月十一日決議

（副役は壹人六円づつ貳名のこと、三十三年二月十一日決議）